#### 【平成30年度実施分】

# 任務を構成する事業評価

	No.	25	担当課	都市計画課
--	-----	----	-----	-------

#### 1.任務目的

任務目的	建築物の安全性の確保とともに、住環境の向上及び環境への負荷の低減を図る
------	-------------------------------------

#### 2.任務概要

任務概要	建築物許認可·進達業務
任務の総括	建築基準法、長期優良住宅普及促進法及び建設リサイクル法等に基づく申請等の進達事務を適正に行うことで、建築物の安全性の確保とともに、住環境の向上及び環境負荷の低減 が図られた。 都市計画法に基づく申請等の許認可事務を適正に行うことで、将来の都市計画事業等の円滑な施行や良好な住環境が確保された。

## 3.任務目的を構成する事業

事業名(中分類)	建築物許認可•進達業務	予算事業番号 (予算事業名)	8.4.1.108854.(都市政策総務費)
事業(中分類)概要	県からの権限移譲により、建築基準法、長期優良住宅普及促進法及び建設リサイクル法等に基づく申請また、都市計画法に基づく申請等の許認可事務を行う。	等の県袋井土木事務所	听への進達事務を行う。
・県からの権限移譲により、建築基準法、長期優良住宅普及促進法及び建設リサイクル法等に基づく申請等の進達事務を行った。 建築基準法 確認申請・検査 4件、確認審査報告書 309件、43条2項1号認定 5件、43条2項2号許可 31件、位置指定道路 3件、法56条の2許可 1件、建築工事届 23件 長期優良住宅普及促進法 103件 ・建設リサイクル法 242件 ・建築物省エネ法 30件 ・福祉のまちづくり条例 10件 ・地球温暖化防止条例(CASBEE) 5件 ・低炭素化促進法 1件・都市計画法に基づく申請等について、以下のとおり許認可事務を行った。 53条許可(都市計画施設等の区域内における建築許可) 2件 ・平川地区計画届出 5件・潮海寺地区計画届出 14件・菊川駅南地区計画 2件			
課題·問題点等(C)	多数の権限移譲事務が存在するが、その中でも頻度が低い事務が多くあるため、円滑な事務処理が困難	誰である。	
今後の方向性(A)	毎年、法改正等により新たな権限移譲事務が発生することや、頻度が低い事務が多くあるため、県建築会	安全推進課及び県袋井	土木事務所との連携を密に業務を行う。

#### 【平成30年度実施分】

## 任務を構成する事業評価

# No. 26 担当課 都市計画課

#### 1.任務目的

任務目的	大規模な地震によって、建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定士の育成を行う
------	---

#### 2.任務概要

任務概要	大規模な地震発生時による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るため、応急危険度判定計画書の作成・被災建築物危険度判定士の育成を行う。
任務の総括	応急危険度判定士の育成のため、県建築安全推進課と連携し、被災建築物応急危険度判定連絡訓練を実施した。 また、被災建築物応急危険度判定計画書の作成及び応急危険度判定コーディネーター研修会の参加により、応急危険度判定の実施体制の改善が図られた。

## 3.任務目的を構成する事業

事業名(中分類)	被災建築物応急危険度判定	予算事業番号 (予算事業名)	8.4.1.108854.(都市政策総務費)		
事業(中分類)概要	大規模な地震発生時による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るため、被災建築物の被害の状況を外観目視により調査し、危険性の 判定・表示等を行う。				
県建築安全推進課と連携し、被災建築物応急危険度判定連絡訓練を実施した。 また、被災建築物応急危険度判定計画書の作成及び応急危険度判定コーディネーター研修会への参加により、応急危険度判定の実施体制の改善が図られた。 取組内容・結果等(D)					
課題·問題点等(C)	人事異動により、担当課所属の応急危険度判定コーディネーターの人員が減少したため、県が実施する 大規模な地震発生時に応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、引き続き、応急危険度判定士				
今後の方向性(A)	大規模な地震発生に備えるため、担当課所属の応急危険度判定コーディネーターや市内の応急危険度 県袋井土木事務所との連携を密に業務を行う。	判定士の育成を引き続	き推進し、応急危険度判定士、県建築安全推進課及び		

#### 【平成30年度実施分】

# 任務を構成する事業評価

	No.	27	担当課	都市計画課
--	-----	----	-----	-------

#### 1.任務目的

任務目的	大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に備え、応急仮設住宅の整備計画や被災 宅地危険度判定士の育成を行う
------	---

#### 2.任務概要

ム炎塩田	・応急仮設住宅については、大規模災害により住宅を失った被災者の方で自らの資力では住宅を確保することができない方に対して、災害救助法に基づき、簡易な住宅を仮設し、一時 的に居住の安定を図ることを目的として建設する住宅。 ・被災宅地危険度判定制度については、大規模災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を確認後危険度を判定し、 その結果を3種類の判定ステッカーにて宅地等の見やすい場所に表示し、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図ることを目的とする制度。
任務の総括	<ul><li>・応急仮設住宅の建設予定地が不足しているため、候補地を検討している。</li><li>・土木経験のある職員に被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を呼びかけ、判定士の育成を行った。</li></ul>

## 3.任務目的を構成する事業

事業名(中分類)	応急仮設住宅	予算事業番号 (予算事業名)	なし
事業(中分類)概要	・市が所有する公園等に応急仮設住宅の配置計画を作成し、県に報告するとともに菊川市地域防災計画の	D応急仮設住宅建設予	定地一覧へ掲載する。
取組内容·結果等(D)	・応急仮設住宅の建設が可能な市有地を調査した。		
課題·問題点等(C)	・公園や公共施設の駐車場など、建設が可能な市有地はほぼ候補地としているが、水道等のライフラインや	や駐車場の確保が課題	となっている。
今後の方向性(A)	今後は民有地にも焦点をあて、企業の駐車場や遊休地などの活用が可能か検討する。		

事業名(中分類)	被災宅地危険度判定	予算事業番号 (予算事業名)	8.4.1.108854(都市政策総務費)
事業(中分類)概要	<ul><li>・土木経験のある職員に被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を呼びかけ、判定士の育成を継続的</li><li>・講習会を受講した職員を県の名簿に登録し、県から登録証を交付してもらう。</li></ul>	内に行っている。	
・都市計画課職員だけでなく、建設課や農林課など土木経験のある職員に参加を呼びかけ、養成講習会に参加してもらった。 ・受講した職員を県の名簿に登録し、登録証を交付してもらった。 取組内容・結果等(D)			
課題·問題点等(C)	・被災宅地危険度判定士は、講習を受講しているが実務の経験はないため、大規模な災害を想定し、現場	での訓練が必要である	•
今後の方向性(A)	・大規模な災害を想定した現場での訓練の実施を検討する。		